

千葉県入札監視委員会平成26年度第1回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成26年7月14日（月）千葉県自治会館第1・2会議室	
委員	○ 小野 理恵（千葉大学法経学部准教授） 轟 朝幸（日本大学理工学部教授） 永井 香織（日本大学生産工学部准教授） 藤井 一（弁護士） ◎ 柳 久之（一般社団法人日本経営協会講師） （敬称略・五十音順） ◎ 委員長 ○ 副委員長	
審議対象期間	平成25年10月1日～平成26年3月31日	
審議案件	4件	（備考） 1 委員長、副委員長を選任した。 2 千葉県の入札制度の概要について報告した。 3 審議対象期間中に13件の低入札調査があったことを報告した。 4 審議対象期間中に9件（52者）の指名停止があったことを報告した。
一般競争	2件	
指名競争	2件	
—	—	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局（千葉県県土整備部建設・不動産課契約・審査班）

TEL 043-223-3116

意見・質問	回 答
<p>千葉県の入札制度の概要</p> <p>○ 予定価格について、1億円以上の工事が試行として事後公表となっている目的はなにか。</p> <p>審議事案概要</p> <p>○ 指名停止について、公正取引委員会の排除命令を受けている業者の措置期間が一律となっていないが、判断基準は何か。</p> <p>○ 指名停止一覧表において、通常6ヶ月のところ24ヶ月になっているもの、また、12ヶ月のところを6ヶ月に短縮されているものがあるが、その理由は何か。</p>	<p>○ 1億円以上の工事入札は、一般競争入札で実施され、予定価格を公表しなくとも適切に積算できると考え事後公表としています。今後、(事後公表は試行であり)本格実施の時期等について入札監視委員会等でのご意見、ご指摘等を踏まえ、より適切な制度としていきたいと考えています。</p> <p>○ 千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づいています。</p> <p>独占禁止法違反の業者については、県外の案件であれば6ヶ月以上12ヶ月以内、県内であれば、12ヶ月以上24ヶ月以内という規定があり、再犯があった場合、首謀者であった場合などは加算していくこととなっており期間が変わります。</p> <p>一方で、情状酌量すべき特別な事由がある場合は、通常の間隔の二分の一まで短縮することがあります。</p> <p>○ 再犯による2倍、主犯による2倍で、4倍の加算期間を適用しています。</p> <p>一方、短縮した件は、県内に本店を持つ中小業者であり、指名停止期間が長期化すると地域のインフラ整備、日常的な業務に支障をきたす恐れがあることなどから、総合的に判断し期間を二分の一に定めたとところです。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 低入札価格調査を経て契約に至る案件が非常に少ない。入札参加者が、低入札価格調査案件となった場合、落札できる可能性が無いと考え、報告書を提出していないのではないか。</p> <p>○ 低入札価格調査報告書を提出しなかった理由を業者から聞き取ることはないのか。</p> <p>○ 指名停止業者一覧にある「その他不正又は不誠実な行為」の具体的な内容は何か。</p>	<p>○ 県が求める低入札価格調査の調査報告書は、関東近県の自治体と比較しても平均的であると考えています。低く見積もった業者は積算が不十分であり、報告書の作成ができないため、辞退していることが多いと考えています。</p> <p>○ 低入札価格調査報告書の提出に代わる届出の中で理由を聞いています。理由としては、「要件を満たす報告書の作成が困難」又は「自社都合」が多い回答となっています。</p> <p>○ 入札で落札候補者を決定したが、当該業者が届け出なければならない書類に一部不備があり、契約することができなかったものです。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案1 一般競争入札 【船橋市習志野台1丁目13番地先配水管整備工事】</p> <p>○ 資格要件を満たすのは何者か。</p> <p>○ 辞退した業者から、辞退理由の聴き取り調査を行っているのか。</p> <p>○ 各社の入札額が、調査基準価格近くに集中しており、低入札価格調査の対象になった業者だけが極端に低いわけではないが、入札参加者間の入札額の分布を考慮に入れた入札制度にできないか。</p> <p>○ 県の積算した予定価格に問題はなかったのか。入札の過程において県の積算をチェックすることを補足してもよいのではないか。</p> <p>○ 低入札価格調査対象となった三者は、調査基準価格に近い入札額となっている。 当該業者は、材料等の仕入れにおいて、安く納入できるルートがあり、入札額を決めたとは考えられないか。</p>	<p>○ 船橋水道事務所管内において24者が要件を満たしています。</p> <p>○ 辞退理由のヒアリングは行っていませんが、本件の入札前に他の工事を落札していたため、その影響があったものと推測しています。</p> <p>○ 低入札価格調査の対象となった業者と対象とならない業者の入札額を比較し、入札参加者間の入札額の分布を考慮に入れた入札制度にできないか、今後検討したいと考えます。</p> <p>○ 県では、国の積算基準に基づいて積算しており、適正に積算されたものと考えています。業者が積み上げによる積算をせずに、下請けからの見積りを一括計上しているケースなどで、調査基準価格を下回ることがあるのではないかと考えています。</p> <p>○ 入札時に、それぞれの入札者の工事費内訳を確認していますが、特定の工種で同じ金額が入っている、又は、一部の工種だけが極端に安くなっているなどではありません。それぞれ安価な項目が違っており、たまたま近い応札額になったものと考えています。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案2 一般競争入札 【千葉県野田健康福祉センター耐震改修他建築工事】</p> <p>○ 当初行った入札が不調となった後、2度の入札を行い落札に至っているが、予定価格と応札額の乖離はなぜ生じたのか。</p> <p>○ 応札があった2, 3回目の入札は、1者のみ応札しているが、応募可能な業者数ほどの程度あったのか。</p> <p>○ 応札した業者は1者だけであったが、予定価格の設定に問題がなかったか。</p> <p>○ 2回目の入札が1者応札だったことを踏まえ、3回目ではより多くの業者が応募できるように資格要件を変更できなかったのか。</p> <p>○ 資格要件について、技術的な面で緩和ができなかったのか。</p> <p>○ 入札が成り立たない場合、何度も入札を繰り返すのか。随意契約のようなことはできなかったのか。</p>	<p>○ 発注時に、最新の単価へ見直しを行っていますが、市場の価格動向の変化も速く、結果として設計金額と業者の応札額に乖離が発生してしまったと考えています。</p> <p>○ 78者以上であることを確認しています。</p> <p>○ 予定価格が1億円以上のため、事後公表の案件であり、応募段階では予定価格を公表していないため、予定価格が原因で1者応札になったとは考えておりません。</p> <p>○ 応募可能業者が78者以上あり、県内業者で十分施工可能と考えていたため、県外業者まで条件を拡大する変更は行いませんでした。</p> <p>○ 施工経験については、200㎡以上の実績としていましたが、大規模な施工経験を求めているわけではないため、これ以上緩和できる余地はなかったと考えています。</p> <p>○ 落札者がいない場合、工事の施工条件、入札時期等を考慮した上で次の入札を行います。 随意契約については、予定価格を上回る入札があった際、その者と協議の上随意契約できることが認められていますが、2回目の札入れ時に入札者が辞退したため、相手方がいないという状況でした。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 評価調書で、配置予定技術者の施工経験が0点となっているが、施工経験が全くないのか。</p> <p>○ 評価調書において施工計画の点数が2回目に比べて、3回目の入札で減っているのはなぜか。</p> <p>○ 業者は、同じ工事で何度も入札を行い、他の応募者がいない状況とわかれば、提出する施工計画のレベルを下げることもあるのではないか。</p> <p>○ 応札者にとっては、入札が不調となった時点でほかに応札者がいないことがわかる。 応札者が1者のみであったことを理由に入札を不調とした場合、仕切り直しの入札を行う際には、資格要件を緩和して実施すべきであったと思う。</p>	<p>○ 施工経験については過去10年間の同種工事の施工実績を評価しています。 評価としては、国・県の施工実績があった場合は2点、市町村の実績があった場合は1点、民間工事は0点として加点評価しているもので、全く経験がないというわけではありません。</p> <p>○ 施工計画の評価項目について、2回目と3回目の公告時に変更はなかったが、業者から提出された施工計画の内容が異なっていたため、評価が異なる結果となりました。</p> <p>○ 2回目の入札で応募が1者であったことや予定価格が上がったことについては公表していません。また、他の業者が応札する可能性がありますので、競争性が失われたわけではないと考えています。 提出された施工計画が変わったことについては、手持ち資材の変化などにより提案内容が変わったものと考えています。</p>

意見・質問	回答
<p>事案3 指名競争入札 【保安林緊急改良工事(坂井・布沼その4)】</p> <p>○ 8社が最低制限価格と同額で入札しているが、最低制限価格は事前に公表されていたのか。また、指名業者をどのように選定したのか。</p> <p>○ 基準を満たしている業者全てを指名することはできないが、指名を行う際の選定する基準はなにか。</p> <p>○ 最低制限価格を応札者が算出することは可能か。</p>	<p>○ 最低制限価格は事後公表となっております。</p> <p>指名業者の選定は、管内の造園業者だけでは指名業者が不足していたため、隣接する地域において、基準を満たす業者を加えて指名選定を行いました。</p> <p>○ 基準を満たす業者については、当該工事と類似する他の工事において、指名回数にバラツキがないように指名を配分しました。</p> <p>○ 予定価格が事前公表されており、業者が予定価格を正しく積算することができれば、公表されている最低制限価格の算定式により算出することができます。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案4 指名競争入札 【情報収集装置設置工事（千葉市美浜区ほか）】</p> <p>○ 未入札、辞退にペナルティはあるのか。</p> <p>○ 未入札の理由を聞いているのか。</p> <p>○ 予定価格、最低制限価格は公表されているのか。</p> <p>○ 機器のメンテナンスは、本工事を施工した業者が行うのか。</p> <p>○ 5社が同額を提示しているが、入札金額が同じであれば積算内訳も全く同じなのか。</p> <p>○ 落札業者をくじで決めているが、性能に重視し、落札者を選んだ方が良いのではないか。</p> <p>○ 当該案件に限らず失格の件数はどのくらいあるのか。</p>	<p>○ ペナルティはありません。</p> <p>○ 確認していません。</p> <p>○ 予定価格は事前公表です。最低制限価格は事後公表となっています。</p> <p>○ 別会社と年間保守という形でメンテナンス契約を行い、点検を依頼することになります。</p> <p>○ 予定価格が公表されているため、入札金額は同額ですが、工事費の積算内訳は異なります。</p> <p>○ 装置の性能については、警察庁で仕様を統一しているため、一定レベルの仕様を満たす製品が納品されることとなります。</p> <p>○ 平成25年度の工事案件が2911件、うち失格が発生した件数は284件です。</p>

委員講評

- 応札者が1者のみで不調となった事案について、次回の入札に同じ業者が参加した場合、県の立場、業者の立場でよく考え、どのようにしたら県の公金を効率的に執行できるかの観点で入札を実施してもらいたい。
- 千葉県は低入札価格調査で契約に至る案件が年間1件程度であり、他自治体と比較して非常に少ない。低入札価格で落札した案件が適切に施工されず、必ずしも粗雑であるとも思えないため、低入札価格調査における慎重な審査は必要であるが、近隣の自治体の状況を鑑み積極的に制度を変えてもらいたい。
- 業者は、高額な工事であれば入札に必要な技術資料等について苦勞して作成しているため、低入札価格調査の対象となった際、途中で辞退していることが不可解である。このことは、調査の運用等に何らかの支障があると考えられ必要があれば調査して改善してもらいたい。

予定価格の設定については、積算基準等により設定しているが、一番肝心な価格となるため、実勢価格を反映した適切な価格設定ができるようにしていただきたい。
- 提出された施工計画や評価調書から企業の技術レベルがわかるため、今後の入札制度の検討資料として活用してもよいと思う。

最近では、技術者の技術力低下が問題とされることが多く、保有している資格だけで技術力が判断できる訳ではない。技術力を向上させるため、発注者・受注者両者が努力をしていく必要がある。

労務費が高騰し、現場の人手不足が著しいため、妥当な予定価格を設定することが難しいが、適切な単価による予定価格を設定する必要がある。
- 指名された業者が入札を辞退することや低入札価格調査の対象となった際に辞退する理由等について、発注者はもっと知る必要があるのではないかと考える。業者の実情を知ることによって入札制度の改善に生かすことができ、円滑な手続きが行われることで、最終的には地域住民の利益につながるものと考えている。